

東京都計画市街地再開発事業の決定(東京都知事決定)

東京都計画江戸川橋第2地区第1種市街地再開発事業を次のように決定する。

名称		江戸川橋第2地区第1種市街地再開発事業					
施行区域面積		0.4 ha					
公共施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	面積	備考	
		放射7号線	約17.5m (35)m	約110m	約1,900m ²		
	公園及び緑地	名称	種別	面積	備考		
	下水道						
その他							
建築物の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
		建築面積	延べ面積	建築面積の割合	建築物の延べ面積の割合		
		約2,100m ²	約14,700m ²	約9/10	約60/100	店舗 事務所 住宅	最高限規制 容積率 600% 建ぺい率 90% 最低限規制 容積率 200% 建築面積 200m ²
建築物の整備	街区番号	建築敷地面積			整備計画		
		約2,300m ²					
住宅建設の目標		戸数	面積	備考			
		約80戸	約7,500m ²				

施行区域・公共施設の配置・街区の配置・建築物の高さの限度及び壁面の位置の限度は計画図のとおり。

理 由

III. 混在の低層木造密集地区を集約・整備し環境の改善を図り、公共施設の整備とともに土地の合理的な利用のため計画を決定する。

東京都市計画高度利用

(東京都決定)

都市計画高度利用地区を次のように決定する。

()内は変更前を示す。

地区名	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最高限度	摘要
江戸橋第二	約 0.5 ㏊	以下 60/10	以下 9/10	以上 20/10	200 m ² 以上	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

市街地再開発事業との関連から、土地の合理的
高度利用を図るため高度利用地区を決定する。

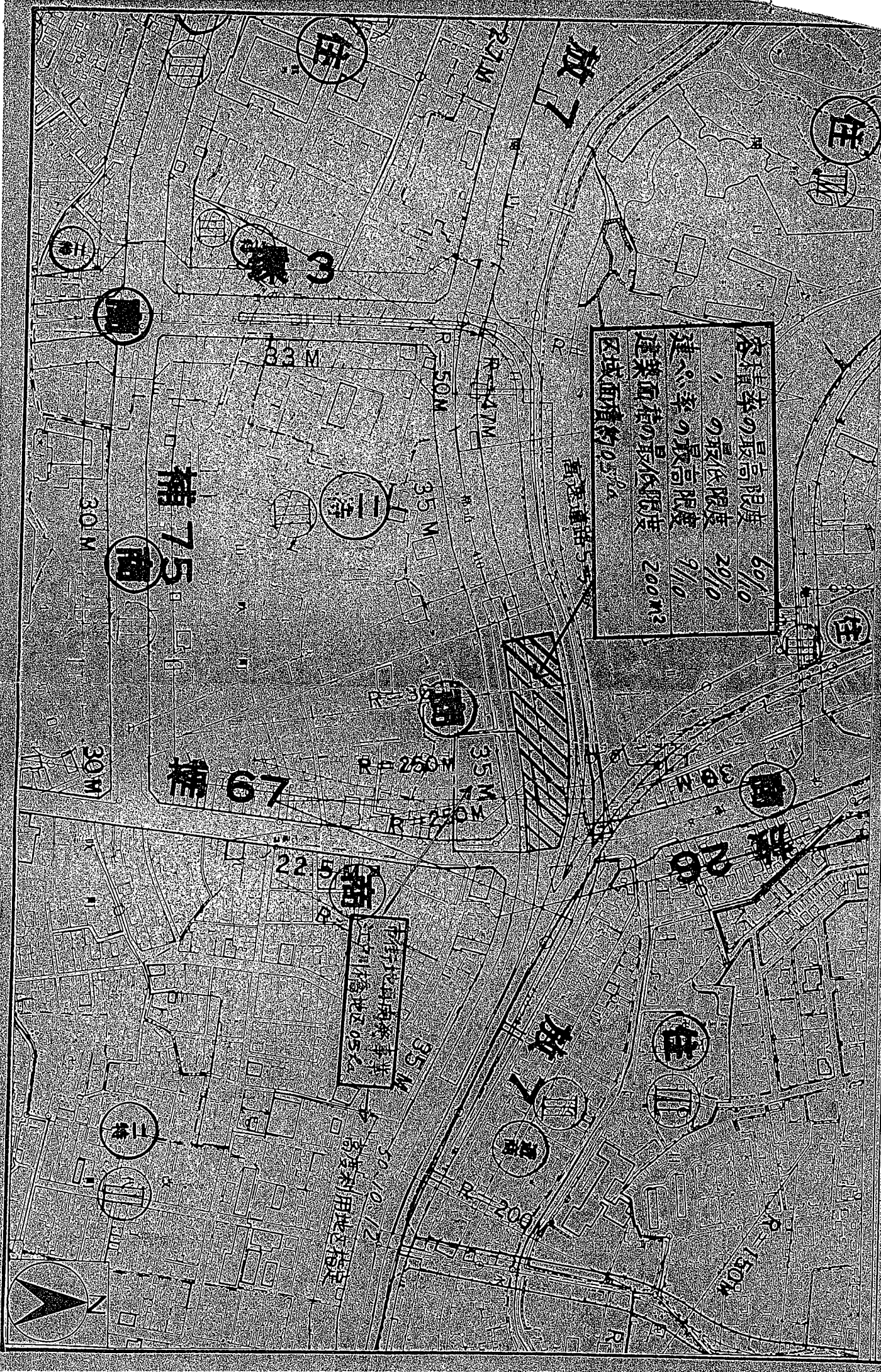
東京都計画 高度利用地区計画図 (文京区関口一丁目地内)

縮尺 1/3000
42700

容積率の最高限度	60%
容積率の最低限度	20%
建築率の最高限度	9/10
建築面積の最低限度	200m ²
区域面積約0.5ha	

所在地と隣接する
高度利用地区0.5ha

高度利用地区指定



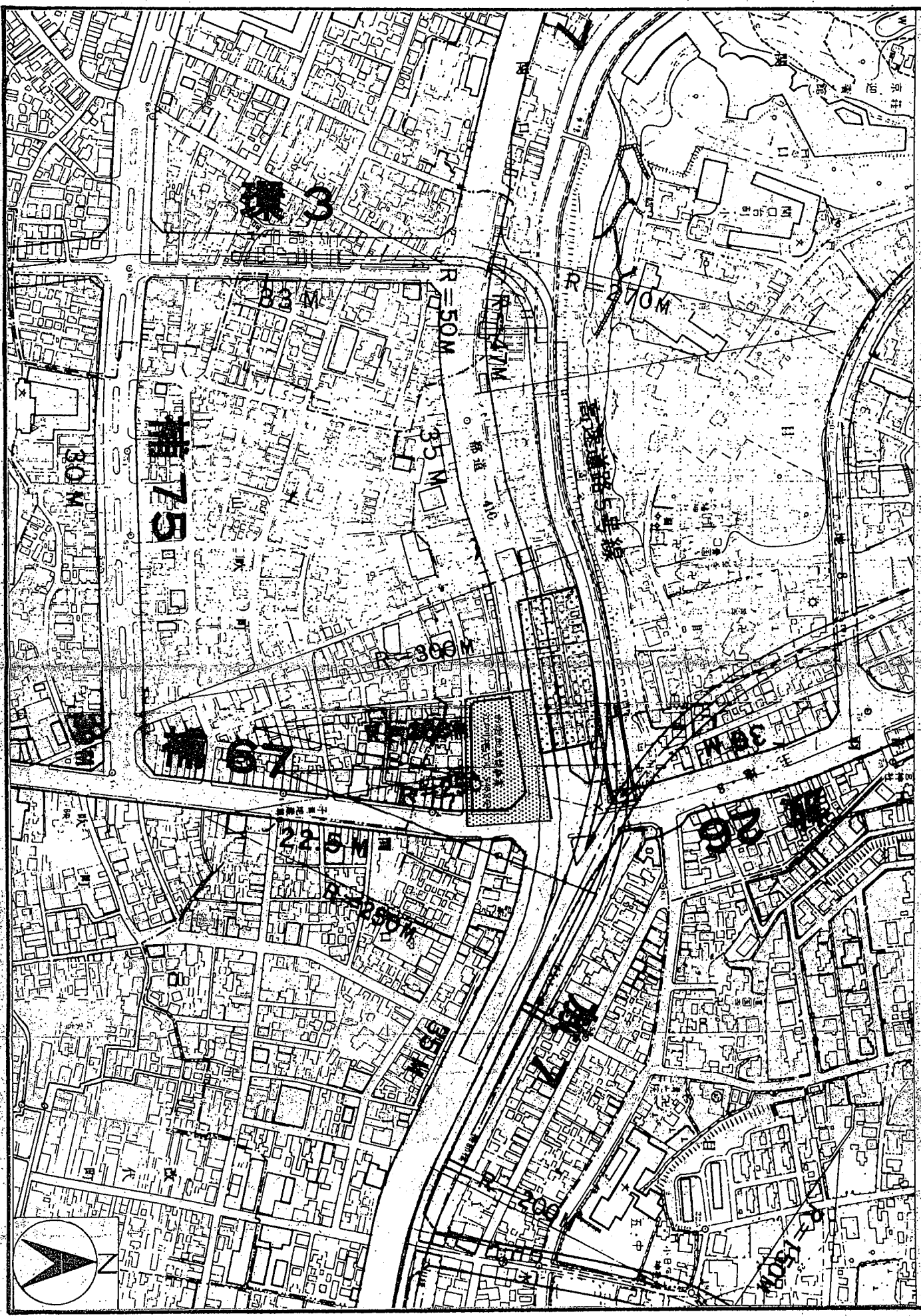
江戸川橋第2地区
第1種市街地再開発事業

計画図(1)
施行区域

江戸川橋第2地区
第1種市街地再開発事業施行区域
(区域面積) 0.4ha

江戸川橋地区市街地
再開発事業施行区域

縮尺 1:3,000
昭和 年 月



江戸川橋第2地区
第1種市街地再開発事業

江戸川橋第2地区第1種市街地再開発事業
計画図(2) 公共施設配置及U街区配置図

施行区域

建築敷地

縮尺 1:600
昭和 年 月

